

# スマートメーターにより計測された 発電電力量データ(速報値)の 発電事業者等への提供について

第49回 制度設計専門会合事務局提出資料

令和2年7月31日(金)



### 本日ご議論いただきたいこと①

- 前回の本専門会合では、スマートメーターにより計測された地点毎の30分電力量(速報値)を発電側へ提供することについて、一般送配電事業者のサービスとして実施する方向性についてご賛同いただいたところ。
- 上記のデータ提供の実現に向けて、今後、下記のように取り組んでいくこととしてはどうか。 (なお、今後の状況変化等により、検討課題等が生じた場合には、本会合において追加的に御議論をいただくこともあり得る。)
  - ✓ データを提供する内容や要件は、現在、需要側へ提供しているものと同等とすることで どうか。具体的には、
    - ・費用負担のあり方については、データ提供に必要な費用(\*)は一般負担として託送料金で回収することとし、発電側にデータ提供料などは特定負担として求めないこととしてはどうか。
      - (※)システム連携に必要な発電事業者側のシステム改修に要する費用は、発電事業者負担とする。
    - ・データの提供先は、発電契約者(一般送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結している者)としてはどうか。

#### 本日ご議論いただきたいこと②

- ✓ 各一般送配電事業者においては、FIP制度が2022年度から導入される予定であることから、2022年度のできるだけ早期のデータ提供の開始に向けて、データ提供のためのシステム設計の検討、システム改修、運用体制整備等の準備を進めていただいてはどうか。
- ✓ 電力広域的運営推進機関においては、需要側へのデータ提供について標準規格を 定めており、これと同様に、発電側へのデータ提供についても、系統利用者の業務運 営の円滑化や電気事業の全国大での効率化に資すると考えられるため、一般送配 電事業者の参考となる標準規格の策定の準備を進めていただいてはどうか。
- ✓ 事務局においては、必要に応じて、各一般送配電事業者や電力広域的運営推進 機関等との間における調整や、随時、取り組みの実施状況等を確認していくこととして はどうか。

#### 電力広域的運営推進機関業務規程(抜粋)

(電子情報を交換するための標準規格の策定)

- 第187条 本機関は、会員その他の送電系統を利用する者(以下、この章において「系統利用者」という。)の業務 運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認められるときは、系統利用者が情報通信技術を活用 して相互に電子情報を交換するための標準規格を策定する。
- 2 本機関は、前項の標準規格を策定、又は変更するときは、関係する主な系統利用者と協議するとともに、必要に 応じ国との調整及び有識者の意見聴取を行う。
- 3 第1項の標準規格を策定、又は変更したときは、速やかにこれを公表する。

## (参考) 一般送配電事業者から小売電気事業者及び発電事業者への 電力データ(速報値)の提供の現状

提供先	提供内容					
	速報値			確定値		
	データ	タイミング	通知名称	データ	タイミング	通知名称
小売電気事業者	30分電力量 (地点毎,使用量)	【特高·高圧】 30分以内 【低圧】 60分以内	30分電力量 (同時同量支援)	30分電力量 月間電力量 (地点毎,使用量)	検針日から起算し て原則4営業日 後まで (毎月1回)	確定使用量
<b>発電事業者</b> <sup>(※)</sup>	なし	なし	なし	30分電力量 月間電力量 (地点毎,発電量)	検針日から起算し て原則5営業日 後まで (毎月1回)	発電者の仕訳後 の電力量のお知ら せ
さか、ワット事業者	30分電力量 (地点毎,使用量)	【特高·高圧】 30分以内 【低圧】 60分以内	30分電力量 (同時同量支援)	30分電力量 月間電力量 (地点毎,使用量)	検針日から起算し て原則4営業日 後まで (毎月1回)	確定使用量

<sup>※</sup>一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結している者(発電契約者)

(上記の内容は、電力広域的運営推進機関 30分電力量・確定使用量 (小売電気事業者~一般送配電事業者間のシステム連携に関する規格等)より、電力・ガス取引監視等委員会事務局にて整理)